



# 熊本県公報

第 1 2 4 0 6 号

平成 27 年 4 月 3 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( ) 2
- 生活保護法に基づく指定施設機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… ( ) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… ( ) 3
- 熊本県主要農作物奨励品種等の改廃…………… (農産課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( ) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 公有水面埋立承認 (八代港)…………… (港湾課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 6
- 平成 27 年度熊本港官公庁船だまり浮棧橋の施設使用料の徴収事務委託…………… (港湾課) 6
- 水俣港港湾施設の概要…………… ( ) 7
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 8
- 行政書士法に基づく行政処分…………… (市町村行政課) 8
- 公共測量の終了…………… (監理課) 9
- 公共測量の終了…………… ( ) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく承継届出…………… ( ) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… ( ) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… ( ) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( ) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( ) 14
- 熊本県道路賠償責任保険契約に係る一般競争入札の実施…………… (道路保全課) 15
- 熊本県庁舎で使用する電気の調達に係る落札者の決定…………… (管財課) 17
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 17
- 県営土地改良事業計画の決定…………… ( ) 17
- 使用及び収益の停止通知…………… (農地整備課) 18
- 平成 27 年、28 年度車両メンテナンス業務委託に係る落札者の決定…………… (警察本部警務課) 18
- 個人演説会の施設の指定解除…………… (選挙管理委員会) 18
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… ( ) 19
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… ( ) 19
- 地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… (警察本部交通企画課) 19

## 告 示

### 熊本県告示第 366 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 27 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日

障がい者支援センターリンク	NPO法人地域ふれあいホームリンク	生活介護	平成27年4月1日
天草市倉岳町宮田115番地5	天草市倉岳町宮田1176番地		

**熊本県告示第367号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社掛け橋	夢のかけ橋	八代市昭和同仁町338番地638	平成27年4月1日	訪問介護

**熊本県告示第368号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社掛け橋	夢のかけ橋	八代市昭和同仁町338番地638	平成27年4月1日	介護予防訪問介護

**熊本県告示第369号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。  
平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（あん摩マッサージ指圧師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
橋本 清治	訪問医療マッサージKEiROW八代ステーション	八代市萩原町2丁目6-45	平成27年2月16日

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
橋本 清治	訪問医療マッサージKEiROW八代ステーション	八代市萩原町2丁目6-45	平成27年2月16日

**熊本県告示第370号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。  
平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

( 歯 科 )

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
福田歯科医院	玉名郡和水町江田149番地5	平成24年2月1日

熊本県告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

( 歯 科 )

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
福田歯科医院	玉名郡和水町江田149番地5	平成24年1月31日

熊本県告示第372号

昭和36年4月25日熊本県告示第256号（熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種）の一部を次のように改正する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 の 水 稻 の 表 を 次 の よう に 改 め る 。

1 水 稻

奨励認定の別	種別	早中晩の別	品種名	旧系統名	育成地	両親名		採用年次	適地	概評
						母	父			
認定	うるち	極早	わさもん	熊本GR05	熊本県農業研究センター	越南175号	きらり宮崎	平.23	全域	食味は極良。コシヒカリより収穫が早い極早生種。コシヒカリより品質が優れ、耐倒に強い。いもち病には強い。白葉枯病に弱いので常発地での栽培は避ける。
奨励	うるち	極早	コシヒカリ	越南17号	新潟県農試	農林22号	農林1号	昭.59	海岸島しょ地域の早期及び高冷地、山麓準平坦球磨地域	品質・食味は極良。やや長稈で倒伏に弱い。いもち病にはやや弱い。
奨励	うるち	極早	キヌヒカリ	北陸122号	北陸農試	F1（収2800／北陸100号）	ナゴユタカ	平.3	平坦地の早期栽培	コシヒカリより穂発芽しやすい。食味はコシヒカリと同程度であるが粘りが強い。
認定	うるち	早早	いただき	北陸179号	兵庫県中央農業研究センター	収4885	収4695	平.12	緑川上流地域及び県北の中山間地	良質、多収、食味極良、短稈で倒伏に強いが、いもち病、白葉枯病にはやや弱いので、多肥栽培を避け、適期防除を行う。
奨励	うるち	早晩	あきげしき	南海131号	宮崎県総合農試	西海199号	ヒノヒカリ	平.9	高冷地及び中山間地	食味極良。やや短稈で倒伏にはやや強から強、白葉枯病には中、いもち病には中、穂いもちにはやや弱であるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中中	ヒノヒカリ	南海102号	宮崎県総合農試	黄金晴	コシヒカリ	平.1	山麓準平坦地及び球磨地域	食味極良。やや長稈の偏穂重型。倒伏はやや弱。いもち病やや弱、白葉枯病中～弱。倒伏に難点があるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中中	森のくまさん	熊本2号	熊本県農業研究センター	ヒノヒカリ	コシヒカリ	平.9	平坦地域及び海岸島しょ地域	食味極良。中稈偏穂重型。耐倒伏性やや弱、白葉枯病には中、いもち病にはやや弱。倒伏、いもち病に難点があるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中中	くまさんの力	熊本A49号	熊本県農業研究センター	ヒノヒカリ	北陸174号	平.20	平坦地域及び山麓準平坦地域	品質・食味極良、中稈偏穂重型。倒伏性は中、白葉枯病に弱いので常発地での栽培を避けるとともに肥培管理に注意。
認定	うるち（酒米）	中晩	山田錦	山渡50～7	兵庫県中央農業研究センター	山田穂	短稈渡船	平.1	緑川上流地域及び県北の中山間地	酒造好適米として品質良好。偏穂重型、極長稈で倒伏に弱い。いもち病に弱いので、栽培管理に注意。
認定	うるち（酒米）	中晩	華錦	熊育GR06	熊本県農業研究センター	夢いずみ	山田錦	平.27	平坦地域及び山麓準平坦地域	酒造好適米として品質良好。やや長稈、偏穂数型、倒伏には中程度に強い。いもち病に弱いので、栽培管理に注意。
奨励	うるち	晩晩	あきまさり	西海248号	九州沖縄農研	かりの舞	あきさやか	平.17	高冷地帯を除く普通期栽培地帯	多収、良食味、やや長稈、偏穂重型。耐倒伏性強。葉いもちやや弱、穂いもち中、白葉枯病やや弱。
認定	うるち（米粉等）	晩晩	ミズホチカラ	西海203号	九州農試	奥羽326号	86SH283	平.22	平坦地域	米粉用米として適する。高冷地での栽培は不適。短稈偏穂重型、多収、耐倒伏性極強。ベンゾピシクロンやテフリルトリオン等の剤に感受性を示すため、該当剤を含まない除草剤を使用する。白葉枯病に弱。登熟期間が長いのでやや早植えとする。
認定	うるち（米粉等）	晩晩	北陸193号	北陸193号	北陸農試	上344	桂長2号	平.22	全域	米粉用米、多用途米として適する。やや短稈、極穂重型、極多収で耐倒伏性極強。粒形やや細長。脱粒性はやや易。休眠性が強いので休眠打破を行う。登熟期間が長いのでやや早植えとする。

認定	もち	早早	峰の雪もち	北陸稲141号	北陸農試	奥羽302号	ヒメノモチ	平.8	平坦地域の早期栽培地帯	良質、良食味、極短稈、偏穂重型、倒伏強。ふ先色が黄白で混種の危険があるためもち米団地用品種。
奨励	もち	晩晩	ヒヨクモチ	西海稲118号	九州農試	ホウヨク	祝稲	昭.59	平坦地域の肥沃地	良質多収。短稈偏穂重型、葉いもち、軟枯病にやや弱。ふ先色が不鮮明で混種の危険性があるためもち米団地品種。

熊本県告示第373号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
きつずびあ 上益城郡益城町 惣領1558-3	株式会社ピアサポート 上益城郡益城町大字 福富719番地 富田 徹也	平成27年 4月1日	4351400058	指定放課後 等デイサービス

熊本県告示第374号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援・ 放課後等デイサービス びっかりん 合志市幾久富1 909番地11 95	特定非営利活動法人 びっかりんくまもと 合志市幾久富190 9番地1195 松本 剛	平成27年 4月1日	4352900114	指定児童発達支援 指定放課後 等デイサービス

熊本県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	南阿蘇村大字立野字坂の上 312番1地先から 同所 312番1地先まで	45.4	広域連携 交付金 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成27年4月3日

熊本県告示第376号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障

害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援センター輝なっせ 菊池市隈府110番地4	社会福祉法人菊愛会 菊池市隈府字南古町469番地10 最上 太一郎	平成27年 4月1日	4351200011	指定児童発達支援 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第377号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを承認した。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 承認を受けた者の住所及び氏名  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号  
国土交通省九州地方整備局  
代表者 国土交通省九州地方整備局長 金尾健司
- 2 承認年月日及び番号  
平成27年3月26日  
熊本県指令港第5号
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
八代市植柳下町字大築嶋30の1、字黒島45、字箱島47及び字鶴ノ子島46地先公有水面
  - (2) 区域  
①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と黒島の陸地との境界線（北側）、④の地点と⑤の地点とを結んだ線、⑤の地点から348度55分29. 4秒7. 10メートルの地点を中心とする半径7. 10メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ南西側の円弧、⑥の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と大築島の陸地との境界線（南側）を結んだ線、⑩の地点と⑪の地点とを結んだ線及び①の地点と⑪の地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と鶴ノ子島の陸地との境界線（南側）を結んだ線により囲まれた区域。ただし、平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と箱島の陸地との境界線により囲まれた区域を除く。  
①の地点 中平和四等三角点（北緯32度29分29. 156秒、東経130度32分35. 487秒。以下「基点」という。）から254度44分32. 3秒4、321. 13メートルの地点  
②の地点 ①の地点から194度05分59. 8秒371. 32メートルの地点  
③の地点 ②の地点から287度51分20. 0秒349. 90メートルの地点  
④の地点 基点から253度45分43. 3秒5、005. 15メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から348度55分29. 4秒162. 44メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から303度55分38. 9秒10. 04メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から348度55分29. 9秒327. 10メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から78度55分27. 4秒7. 10メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から348度55分30. 8秒83. 00メートルの地点  
⑩の地点 基点から259度44分16. 4秒4、607. 19メートルの地点  
⑪の地点 ⑩の地点から140度51分12. 2秒393. 15メートルの地点
  - (3) 面積  
303, 187. 59平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位置  
八代市植柳下町字大築嶋30の1、字黒島45、字箱島47及び字鶴ノ子島46地先公有水面
  - (2) 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とNの地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と大築島の陸地との境界線（南側）を結んだ線により囲まれた区域。ただし、平成26年の秋分の満潮位

(D. L. + 3. 95メートル)における公有水面と黒島・箱島及び鵜ノ子島の陸地との境界線により囲まれた区域を除く。

Aの地点 基点から259度23分12. 1秒4, 147. 30メートルの地点  
 Bの地点 Aの地点から92度43分49. 3秒28. 86メートルの地点  
 Cの地点 Bの地点から83度13分30. 4秒50. 48メートルの地点  
 Dの地点 Cの地点から61度52分09. 8秒51. 48メートルの地点  
 Eの地点 Dの地点から39度18分50. 2秒102. 57メートルの地点  
 Fの地点 Eの地点から138度14分30. 2秒104. 97メートルの地点  
 Gの地点 Fの地点から194度06分00. 0秒988. 81メートルの地点  
 Hの地点 Gの地点から240度47分58. 5秒161. 70メートルの地点  
 Iの地点 Hの地点から287度51分19. 9秒560. 78メートルの地点  
 Jの地点 Iの地点から280度10分00. 1秒303. 36メートルの地点  
 Kの地点 Jの地点から348度55分30. 0秒783. 46メートルの地点  
 Lの地点 Kの地点から78度55分29. 4秒270. 00メートルの地点  
 Mの地点 Lの地点から168度55分30. 3秒83. 72メートルの地点  
 Nの地点 Mの地点から217度47分19. 3秒26. 55メートルの地点

(3) 面積

998, 886. 30平方メートル

- 5 埋立地の用途  
緑地

熊本県告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
とらいふ 八代市郡築九番町67番地2	株式会社トライフ 八代市郡築九番町67番地2 城 信吾	就労継続支援A型	平成27年4月1日

熊本県告示第379号

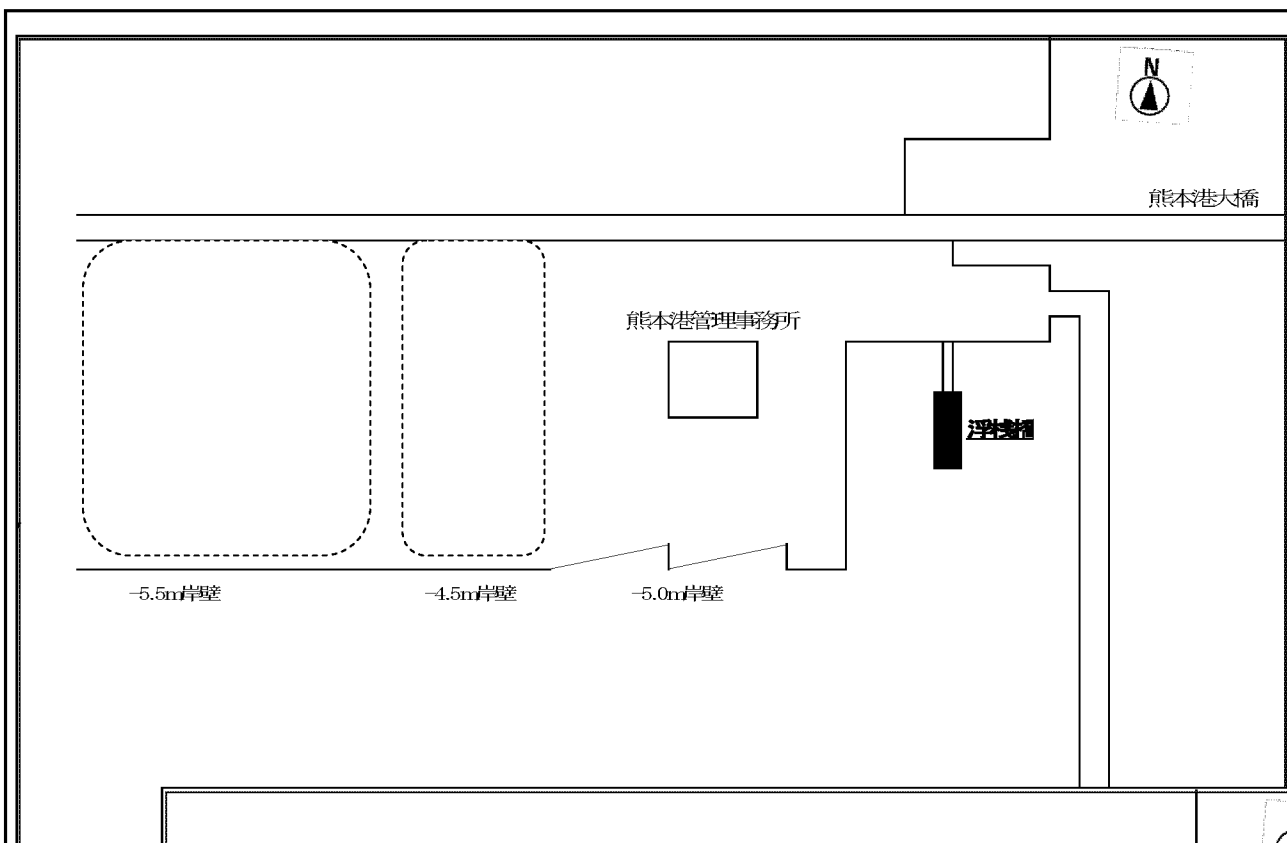
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 委託の内容

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第6条第1項の規定による使用料（熊本港の次の位置にある浮棧橋に係るものに限る。）の徴収事務



- 2 委託の相手方  
熊本フェリー株式会社 熊本市西区新港一丁目 2 番
- 3 委託期間  
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

**熊本県告示第 380 号**

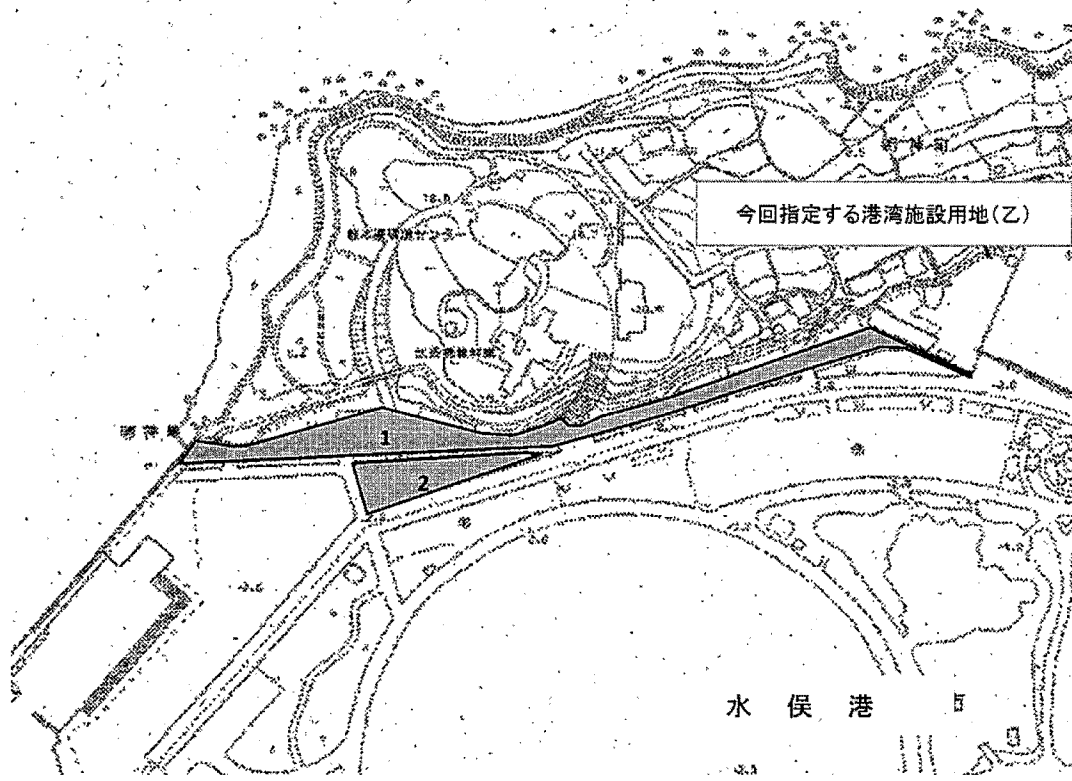
港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。  
平成 27 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 水俣港
- 2 所 在 水俣市汐見町地内
- 3 概要

番号	種類	数量
1	港湾施設用地	面積 6, 600 平方メートル
2	港湾施設用地	面積 2, 200 平方メートル

### 水俣港港湾施設用地



#### 熊本県告示第 3 8 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 7 年 4 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	竜北小川停車場線	宇城市小川町南新田 4 8 7 番 2 地先から 宇城市小川町江頭 4 9 6 番 1 地先まで	541.0	活力基盤 改築
一般県道	小川停車場線	宇城市小川町江頭 4 9 6 番 1 地先から 同所 4 9 6 番 7 地先まで	44.0	活力基盤 改築

#### 2 供用を開始する期日 平成 2 7 年 4 月 5 日

### 公 告

#### 熊本県公告第 2 1 5 号

行政書士法（昭和 2 6 年法律第 4 号）第 1 4 条の規定により処分をしたので、同法第 1 4 条の 5 の規定により次のとおり公告する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



- 1 被処分者  
氏 名 山田 純  
事務所の所在地 八代市松崎町310番地4
- 2 処分年月日  
平成27年3月24日
- 3 処分内容  
戒告（行政書士法第14条第1号）

**熊本県公告第216号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宇土市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（写真地図作成）	平成26年4月25日から 平成27年3月18日まで	宇土市全域

**熊本県公告第217号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により県北広域本部阿蘇地域振興局農林部農地整備課から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（確定測量）	平成26年9月22日から 平成27年3月16日まで	阿蘇市一の宮町坂梨及び三野地内

**熊本県公告第218号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス八代鏡店  
八代市鏡町下村字南開1474番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田 健	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年11月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,705平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北西側及び南西側 82台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南西側 20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
No.1 建物北側 65平方メートル  
No.2 建物南東側 50平方メートル  
合計 115平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- 建物内南西側 20立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - 開店時間 午前9時
      - 閉店時間 午後10時
    - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
      - 午前8時30分から午後10時30分まで
    - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - 2箇所 建物敷地西側
    - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
      - 24時間
  - 8 届出年月日
    - 平成27年3月20日
  - 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
    - 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
    - 平成27年4月3日から平成27年8月3日まで

**熊本県公告第219号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。  
平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - サンロードシティ
  - 球磨郡錦町西字打越715番1号ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
  - 平成26年4月11日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
  - (承継前) 三菱UFJ信託銀行株式会社
  - 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
  - (承継後) 藤田株式会社
  - 球磨郡錦町大字西字大谷742番地1
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
  - 三菱UFJ信託銀行株式会社持分のうち7,498平方メートル
- 5 届出年月日
  - 平成27年3月11日

**熊本県公告第220号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - サンロードシティ
  - 球磨郡錦町西字打越715番1号ほか
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岩永誠 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 坪川昇司 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
藤田株式会社 代表取締役 藤田勲 球磨郡錦町大字西字大谷742番地1	同 左
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野健治 熊本市東区東町二丁目1番15号	同 左
株式会社ベスト電器 代表取締役 小野浩司	同 左

福岡市博多区千代六丁目2番33号	
追 加	株式会社九州リースサービス 代表取締役 藤丸 修 福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
サンロード株式会社 代表取締役 尾方春敏 球磨郡錦町大字打越715番地32	同 左
株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男 東京都杉並区成田東四丁目39番8号	株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司 東京都杉並区成田東四丁目39番8号
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川篤典 名古屋市名東区上社一丁目901番地	同 左
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝 熊本市中央区水前寺六丁目1番38号	同 左
株式会社エヌコーポレーション 代表取締役 小宮光雄 東京都台東区東上野一丁目26番2	株式会社エヌコーポレーション 代表取締役 小椋昭男 東京都台東区東上野一丁目26番2
株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	同 左
株式会社ARUMOK 代表取締役 小村典子 人吉市相良町1141番地1	同 左
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	同 左
株式会社ら・たんす山野 代表取締役 山野義友 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号	同 左
株式会社タツミヤ 代表取締役 指田努 東京都八王子市暁町一丁目32番13号	同 左
株式会社多津屋 代表取締役 松田照美 長崎県長崎市浜町4番4号	同 左
株式会社クレイン 代表取締役 新垣純 東京都港区南青山五丁目6番26号	同 左
株式会社リップスティック 代表取締役 村田登美子 八代市島田町923番地12	同 左

有限会社靴のワシントン 代表取締役 田ノ上武徳 球磨郡錦町西字打越715番1号	有限会社靴のワシントン 代表取締役 田ノ上武徳 人吉市原田町字荒毛34番地1
株式会社リョーユーパン 代表取締役 恵良薫 福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号	同 左
大華物産株式会社 代表取締役 清原成弘 熊本市南区近見八丁目13番28-1号	同 左
金山 武 球磨郡錦町大字一武2131番地3	同 左
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野健治 熊本市東区東町二丁目1番15号	同 左
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正 山口県山口市大字佐山717番地1	同 左
株式会社ベスト電器 代表取締役 小野浩司 福岡市博多区千代六丁目2番33号	株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉 広島市中区紙屋町二丁目1番18
西村 淳 球磨郡錦町大字一武2826番6	同 左
出 店	株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

3 届出年月日

平成27年3月11日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課

平成27年4月3日から平成27年8月3日まで

**熊本県公告第221号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロードシティ

球磨郡錦町西字打越715番1号ほか

2 変更しようとする事項の概要

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 30,026平方メートル

(変更後) 32,262平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	変更前	変更後
No. 1	A・B棟北側 51台	変更なし
No. 2	A・B棟北側及び西側 849台	A・B棟北側及び西側 844台
No. 3	E棟東側及びD棟南側 191台	E棟東側及びD棟南側 236台
No. 4	C棟北側及び南側 111台	C棟北側及び南側 122台
No. 5	J棟北側、西側、南側 167台	J棟北側 79台
No. 6	G棟北側 100台	G棟北側 119台
No. 7	A・B棟東側 212台	A・B棟東側 230台

No. 8	なし	Q棟東側	82台
合計	1,681台		1,763台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	変更前		変更後	
No. 1	A棟北側	28台	変更なし	
No. 2	B棟西側	24台	変更なし	
No. 3	B棟西側	17台	変更なし	
No. 4	B棟南側	58台	変更なし	
No. 5	C棟南側	10台	変更なし	
No. 6	I棟北側	20台	Q棟東側	12台
No. 7	J棟西側	10台	なし	
合計		167台		149台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(単位:平方メートル)

変更前			変更後		
施設No. 1	A棟東側	188	変更なし		
施設No. 2	B棟東側	332	変更なし		
施設No. 3	C棟南側	65	変更なし		
施設No. 5	D棟南側	45	施設No. 4	ほか変更なし	
施設No. 6	E棟南側	40	施設No. 5	ほか変更なし	
施設No. 8	I棟南側	78	施設No. 6	ほか変更なし	
施設No. 9	J棟北東側	146	施設No. 7	ほか変更なし	
施設No. 10	F棟東側	106	施設No. 8	ほか変更なし	
施設No. 11	G棟北側	40	施設No. 9	ほか変更なし	
なし			施設No. 10	Q棟東側	45.5
合計		1,040	合計		1,085.5

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(単位:立方メートル)

変更前			変更後		
施設No. 1	A棟内東側	19.35	変更なし		
施設No. 2	A棟内東側	12.15	変更なし		
施設No. 3	A棟東側	4.00	変更なし		
施設No. 4	B棟内東側	36.00	変更なし		
施設No. 5	B棟内東側	48.00	変更なし		
施設No. 6	C棟内南側	3.60	変更なし		
施設No. 8	D棟東側	1.40	施設No. 7	ほか変更なし	
施設No. 9	D棟東側	18.20	施設No. 8	ほか変更なし	
施設No. 10	E棟西側	9.90	施設No. 9	ほか変更なし	
施設No. 13	I棟内南側	9.75	施設No. 10	I棟南側	9.77
廃家電置場	I棟内南側	12.00	変更なし		
施設No. 14	J棟北側	108.00	施設No. 11	ほか変更なし	
施設No. 15	F棟東側	10.50	施設No. 12	ほか変更なし	
施設No. 16	F棟東側	3.40	施設No. 13	ほか変更なし	
施設No. 17	G棟北側	18.00	施設No. 14	ほか変更なし	
なし			施設No. 15	Q棟東側	1.67
合計		314	合計		315.94

(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
全小売業者(株式会社 ニトリを除く)	開店時刻	午前9時	変更なし	
	閉店時刻	午後12時		

株式会社ニトリ	なし	開店時刻 午前9時
		閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
No. 1～7	午前8時30分から 午前0時30分まで	変更なし
No. 8	なし	午前8時30分から 午前0時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	変更前	変更後
No. 1	午前6時から 午後10時まで	変更なし
No. 2	24時間	変更なし
No. 3～9	午前6時から 午後10時まで	変更なし
No. 10	なし	午前6時から 午後10時まで

3 変更する年月日

平成27年11月12日

4 届出年月日

平成27年3月11日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課

平成27年4月3日から平成27年8月3日まで

熊本県公告第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上天草市松島町合津字本口7915番77  
1,713.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上天草市

熊本県公告第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
阿蘇市小里字小無田656番1  
7,754.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
阿蘇市

熊本県公告第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字宮園字一ノ迫804番1、同805番4、同805番6、同889番1、同890番1、同892番、同893番、同894番及び同896番  
13,236.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字宮園788番地

株式会社マース

## 熊本県公告第225号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約事項の名称

熊本県道路賠償責任保険契約

## (2) 契約内容

熊本県が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の道路総延長（3,567,534メートル）（有料道路を除く。）及び熊本県が管理する港湾法に定める臨港道路総延長（62,351メートル）の道路賠償責任保険契約

## (3) 契約期間

平成27年6月1日午後4時から平成28年6月1日午後4時まで

## 2 入札に関する事務を担当する部局の名称等

熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班

郵便番号 862-8570

熊本市中心区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2495

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条の損害保険業免許を受けている者であること。

(3) 熊本市内に本店又は支店を置く者であること。

(4) 県税を完納している者であること。

(5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

## 4 入札参加のための確認申請

## (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 競争入札参加資格確認申請書（別記様式3、別記様式3-1）

イ 誓約書

## (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

## (3) 提出期間

この公告の日から平成27年4月17日（金）までの午前8時30分から午後5時

まで

## (4) 提出場所

2の入札に関する事務を担当する部局（以下「入札担当部局」という。）

## (5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

## 5 入札手続等

## (1) 入札仕様に対する質問の受付期間

2の入札担当部局においてこの公告の日から平成27年4月17日（金）午後5時

まで受け付ける。

## (2) 仕様書の閲覧及び入札書等の様式、入札説明書の取得

2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から平成27年4月17日（金）午後5時まで行う。

## (3) 入札説明会

ア 日時 平成27年4月13日（月）午前10時から

イ 場所 熊本県庁本館11階1101会議室

## (4) 入札の方法

ア 日時 平成27年4月24日（金）午前11時

イ 場所 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館11階土木部会議室

## ウ 入札方法

この入札は、紙入札とする。

## エ 入札書の提出方法

入札書（別記様式1）（代理人が入札するとき、入札書及び委任状（別記様式2））をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年4月23日（木）（必着）までに2に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に

「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」

を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書（別記様式1）を入れること。

(5) 入札金額  
入札金額は、契約期間内の保険料総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額により入札すること。

(6) 開札の方法及び日時等  
開札は、(4)アの日時に行う。

(7) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。  
1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、ただちに再入札を行うものとする。

(8) 入札の無効  
次の項目のいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

(9) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(10) 落札者の決定方法  
開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

(11) 入札保証金  
ア 入札者は、入札書の提出期限までに、入札金額の100分の5以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手  
(イ) 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証

イ アの規定にかかわらず、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

ウ 5 (10)イに掲げる入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の(ア)から(エ)までにより提出すること。

- (ア) 提出期限 平成27年4月17日（金）午後5時
- (イ) 提出場所 2に掲げる入札担当部局
- (ウ) 提出方法 持参に限る。
- (エ) 提出様式 別記様式4

エ 入札保証金の還付  
(ア) 落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、道路保全課において必要と認めるときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。

(イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。

オ 落札者が6(3)に掲げる期限までに、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否  
要

(2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えること



- ができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)に掲げる期限  
イ 納付場所 2に掲げる入札担当部局
- 7 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設定しない。
  - (3) 入札説明書及び熊本県道路賠償責任保険契約仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

#### 熊本県公告第226号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
熊本県庁舎で使用する電気 10,532,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部総務私学局管財課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年2月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社F-Power  
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額  
159,280,761円（うち消費税及び地方消費税の額11,798,574円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成26年12月26日

#### 熊本県公告第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営津久礼井手地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営津久礼井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年4月6日から平成27年5月7日まで
- 3 縦覧場所  
大津町役場及び菊陽町役場

#### 熊本県公告第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第二下井手地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営第二下井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年4月6日から平成27年5月7日まで

3 縦覧場所  
大津町役場及び菊陽町役場

熊本県公告第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 送付すべき書類  
県営土地改良事業和水東部地区（上板楠換地区）に係る使用及び収益の停止通知書
- 2 送付を受けるべき者  
高木昇

- 3 1の送付すべき書類の要旨
  - (1) 使用及び収益の停止の日
  - (2) 使用及び収益を停止する土地

- 4 縦覧期間  
1の送付すべき書類は、平成27年4月3日から平成27年4月16日まで和水町役場において縦覧に供する。

- 5 その他  
1の送付すべき書類は、4の縦覧期間中は和水町役場において保管し、その後は熊本県北広域本部（農林水産部農地整備課）において保管しているため、2の送付を受けるべき者にいつでも交付する。  
なお、2の送付を受けるべき者が受領しないときは、平成27年4月12日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

登載依頼

熊警公告第9号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月3日

熊本県警察本部長 田中 勝也

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
平成27年、28年度車両メンテナンス業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部警務部警務課装備係
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成27年2月24日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京都港区赤坂五丁目2番20号  
日本GE株式会社
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
144,396,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第6条に規定する公告又は同第7条の規定による公示を行った日  
平成27年1月13日

熊本県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を解除する旨の報告があったので、告示する。

平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
御船町	御船町スポーツセンターアリーナ	上益城郡御船町大字木倉 1176-1

熊本県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29, 499  
その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 284, 369

熊本県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 松 永 榮 治

選挙区名	
熊本市中央区選挙区	47, 771
熊本市東区選挙区	50, 265
熊本市西区選挙区	25, 489
熊本市南区選挙区	27, 915
熊本市北区選挙区	30, 737
八代市・八代郡選挙区	39, 333
人吉市選挙区	9, 373
荒尾市選挙区	14, 967
水俣市選挙区	7, 342
玉名市選挙区	18, 658
天草市・天草郡選挙区	26, 424
山鹿市選挙区	15, 202
菊池市選挙区	13, 733
宇土市選挙区	10, 215
上天草市選挙区	8, 364
宇城市選挙区	16, 783
阿蘇市選挙区	7, 719
合志市選挙区	15, 145
下益城郡選挙区	9, 007
玉名郡選挙区	12, 058
鹿本郡選挙区	8, 238
菊池郡選挙区	18, 855
阿蘇郡選挙区	11, 023
上益城郡選挙区	24, 384
葦北郡選挙区	6, 761
球磨郡選挙区	15, 896

熊本県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のように委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規程第2号）第4条の規定により告示する。

平成27年4月3日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

- 委嘱年月日  
平成27年4月1日
- 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

氏 名	連 絡 先	活動区域
秋山 高宏	熊本北警察署 096-323-0110	熊本北警察署管轄区域
生田 和吉	〃	〃
池田 常雄	〃	〃
石山 光輝	〃	〃

氏 名	連 絡 先	活動区域
市原 敬助	熊本北警察署 096-323-0110	熊本北警察署管轄区域
一安 紘文	〃	〃
伊藤 博文	〃	〃
鬼木 泰正	〃	〃
小野 洋一	〃	〃
木崎 宏	〃	〃
北御門 博子	〃	〃
楠 道博	〃	〃
黒川 大二	〃	〃
五所 輝夫	〃	〃
許斐 修子	〃	〃
坂本 学	〃	〃
高本 一臣	〃	〃
田尻 一男	〃	〃
田上 貢	〃	〃
田上 義人	〃	〃
多良木 慶輝	〃	〃
西菌 謙吾	〃	〃
平井 力也	〃	〃
福永 強一	〃	〃
松岡 政晴	〃	〃
松永 季勝	〃	〃
村上 春行	〃	〃
森崎 淳一	〃	〃
吉崎 征一	〃	〃
芳村 義雄	〃	〃
一門 哲也	熊本南警察署 096-326-0110	熊本南警察署管轄区域
小川 勝美	〃	〃
尾村 哲	〃	〃
木下 義信	〃	〃
神澤 正純	〃	〃
児安 洋一	〃	〃
椎葉 勇雄	〃	〃
島田 純志	〃	〃
杉本 哲也	〃	〃
瀬尾 實男	〃	〃
高本 國廣	〃	〃
高本 信人	〃	〃
高山 淑子	〃	〃
田崎 正幸	〃	〃
田上 平	〃	〃
寺本 恒康	〃	〃
塘口 陸男	〃	〃
豊田 正尚	〃	〃
豊永 健一	〃	〃
中村 剛	〃	〃
能田 伸一郎	〃	〃
林田 隆	〃	〃
藤原 謙吾	〃	〃
宮崎 俊郎	〃	〃
村上 清孝	〃	〃

氏 名	連 絡 先	活動区域
吉田 誠義	熊本南警察署 096-326-0110	熊本南警察署管轄区域
吉田 喜幸	〃	〃
安藤 敬久	熊本東警察署 096-368-0110	熊本東警察署管轄区域
池田 信五	〃	〃
石原 一學	〃	〃
井長 精華	〃	〃
緒方 建二	〃	〃
釜崎 伸子	〃	〃
清村 勝	〃	〃
工藤 悦雄	〃	〃
隈 志郎	〃	〃
島田 昭伸	〃	〃
嶋田 一範	〃	〃
高木 昇	〃	〃
高野 剛	〃	〃
田崎 建生	〃	〃
徳永 博	〃	〃
内藤 守親	〃	〃
成瀬 烈大	〃	〃
濱田 明博	〃	〃
濱本 守	〃	〃
本多 一行	〃	〃
松山 光憲	〃	〃
山村 哲徳	〃	〃
渡邊 隆照	〃	〃
今村 智博	玉名警察署 0968-74-0110	玉名警察署管轄区域
上田勝一郎	〃	〃
上田 俊次	〃	〃
上野 孝広	〃	〃
内田 暉枝	〃	〃
江上 正健	〃	〃
坂上 吉之	〃	〃
竹下 春夫	〃	〃
竹本 久芳	〃	〃
竹森 利徳	〃	〃
西川 攻	〃	〃
原田 光幸	〃	〃
平川 信行	〃	〃
開 勝年	〃	〃
藤崎 忠義	〃	〃
吉田 誠二	〃	〃
浦田 裕一	荒尾警察署 0968-68-5110	荒尾警察署管轄区域
組脇 勝利	〃	〃
坂口 悦生	〃	〃
下河 天龍	〃	〃
原 公聰	〃	〃
古川 和也	〃	〃
前広 豊成	〃	〃
山口 輝幸	〃	〃
山田 勝清	〃	〃
山道 力成	〃	〃

氏 名	連 絡 先	活動区域
吉田 正	荒尾警察署 0968-68-5110	荒尾警察署管轄区域
牛島 健二	山鹿警察署 0968-44-0110	山鹿警察署管轄区域
菊川 敏徳	〃	〃
栗原 輝美	〃	〃
栗原 典江	〃	〃
古賀 寿	〃	〃
竹下 和昭	〃	〃
富田 崇	〃	〃
西田 克己	〃	〃
村井 正臣	〃	〃
本山 幸嘉	〃	〃
森川 良一	〃	〃
山部 澄友	〃	〃
山本 春江	〃	〃
横田 明	〃	〃
秋月 順子	菊池警察署 0968-24-0110	菊池警察署管轄区域
秋吉佐智代	〃	〃
岩永 誠	〃	〃
佐々木則幸	〃	〃
徳永 英明	〃	〃
中津 秀志	〃	〃
中村 道夫	〃	〃
東 浩司	〃	〃
本田 正嗣	〃	〃
松田 道明	〃	〃
井本 勝則	大津警察署 096-294-0110	大津警察署管轄区域
有働 義則	〃	〃
岡田 礪雄	〃	〃
緒方 宏信	〃	〃
倉原 英信	〃	〃
小椋 征朗	〃	〃
櫻井 幸利	〃	〃
田野 敏博	〃	〃
塚本 文昭	〃	〃
西岡 和明	〃	〃
野口 正一	〃	〃
古澤 榮一	〃	〃
松岡 功誠	〃	〃
村上 力雄	〃	〃
井上 幸一	小国警察署 0967-46-2110	小国警察署管轄区域
下城 誉裕	〃	〃
時松 一義	〃	〃
井上 美幸	阿蘇警察署 0967-22-5110	阿蘇警察署管轄区域
江藤 秀雄	〃	〃
小野 將一	〃	〃
高橋 誠一	〃	〃
森下 重隆	〃	〃
森塚 孝行	〃	〃
山口 澄雄	〃	〃
荒牧 久利	高森警察署 0967-62-0110	高森警察署管轄区域
大塚 弘倫	〃	〃

氏 名	連 絡 先	活動区域
中尾 親義	高森警察署 0967-62-0110	高森警察署管轄区域
中野 義邦	〃	〃
稲井 和子	御船警察署 096-282-1110	御船警察署管轄区域
勝本 一郎	〃	〃
熊宮 敏宏	〃	〃
坂田 潤子	〃	〃
竹村 浩二	〃	〃
馬場 雅夫	〃	〃
森田 優二	〃	〃
山下 英二	〃	〃
山本正一郎	〃	〃
米村 千晶	〃	〃
渡辺 和也	〃	〃
大濱 清充	山都警察署 0967-72-0110	山都警察署管轄区域
甲斐 光明	〃	〃
下田 誠	〃	〃
田上 徳義	〃	〃
伊藤恵理子	宇城警察署 0964-33-0110	宇城警察署管轄区域
上木 廣子	〃	〃
緒方 秀年	〃	〃
小田 文弘	〃	〃
小山 英昭	〃	〃
甲斐きみ子	〃	〃
柏木 敏秀	〃	〃
鈴木 菊美	〃	〃
園田 幸誠	〃	〃
高橋 篤	〃	〃
戸内 三喜	〃	〃
中原 節子	〃	〃
福田 隆一	〃	〃
前田 典洋	〃	〃
松本 克己	〃	〃
山口 俊一	〃	〃
山口 久代	〃	〃
山本多美男	〃	〃
上村 一明	八代警察署 0965-33-0110	八代警察署管轄区域
梅田 一夫	〃	〃
江崎 博美	〃	〃
大内 義輝	〃	〃
大原 友春	〃	〃
亀山 光年	〃	〃
楠本 優	〃	〃
郷 輝昭	〃	〃
田中 啓子	〃	〃
富田 俊一郎	〃	〃
中村 都賜夫	〃	〃
林 純子	〃	〃
福島 邦秋	〃	〃
元村 諒	〃	〃
森 和昭	〃	〃
森 喜久男	〃	〃

氏 名	連 絡 先	活動区域
山口 正信	八代警察署 0965-33-0110	八代警察署管轄区域
山本 芳彦	〃	〃
岩本 康	氷川警察署 0965-62-4110	氷川警察署管轄区域
滝本 龍夫	〃	〃
谷口 一雄	〃	〃
中路 潔	〃	〃
本山 幸人	〃	〃
山本 雄二	〃	〃
吉村 郁夫	〃	〃
井川 良一	芦北警察署 0966-82-3110	芦北警察署管轄区域
浦川 末廣	〃	〃
篠原 紀男	〃	〃
齋藤 誠	水俣警察署 0966-62-0110	水俣警察署管轄区域
中村 靖	〃	〃
福田 研二	〃	〃
松田 喜正	〃	〃
森下 紀裕	〃	〃
山口 千エ	〃	〃
稲留 成長	人吉警察署 0966-24-4110	人吉警察署管轄区域
佐田 栄次	〃	〃
瀧川 邦夫	〃	〃
中竹 幸利	〃	〃
中村 和典	〃	〃
那須 俊典	〃	〃
林田 益義	〃	〃
日當 三代喜	〃	〃
冷水 邦彦	〃	〃
福屋 民夫	〃	〃
三木 茂	〃	〃
宮村 千敏	〃	〃
小田 辰幸	多良木警察署 0966-42-4110	多良木警察署管轄区域
久保田 澄明	〃	〃
高田 康	〃	〃
藤本 伸介	〃	〃
松村 憲一	〃	〃
三好 正紀	〃	〃
山神 直樹	〃	〃
吉岡 孝	〃	〃
池田 真由美	天草警察署 0969-24-0110	天草警察署管轄区域
今福美奈子	〃	〃
上元 正純	〃	〃
江浦 むつえ	〃	〃
大水 敏文	〃	〃
檜山 武久	〃	〃
金子 幸人	〃	〃
川上 勝昭	〃	〃
園田 溢	〃	〃
遠山 春樹	〃	〃
富永千賀子	〃	〃
中尾 友二	〃	〃
松木 昭十四	〃	〃



氏 名	連 絡 先	活動区域
吉鶴 政美	天草警察署 0969-24-0110	天草警察署管轄区域
楢釣 文男	上天草警察署 0964-56-0110	上天草警察署管轄区域
小幡 一義	〃	〃
高木 一喜	〃	〃
藤本 賢一	〃	〃
藤本 幸久	〃	〃
山内 勲	〃	〃
佐藤 剛作	牛深警察署 0969-73-2110	牛深警察署管轄区域
杉本 重朗	〃	〃
登 元生	〃	〃
橋本 敬子	〃	〃